

○大蔵省告示第三十七号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第五条第二項第一号の規定に基づき、銀行の営業所の所在地における一般の休日にあたる日で当該営業所の休日とする日を次のように定め、昭和五十七年四月一日から適用する。

昭和五十七年三月三十一日

大蔵大臣 渡辺美智雄

外国に所在する営業所については、当該営業所の所在地の法令により認められる休日